

「電波有効利用の促進に関する検討会 報告書（案）」
に対する意見提出

平成 24 年 12 月 6 日

組織名及び 代表者氏名	鬼木 甫（個人）	組織名及び代表者氏名 の公表の可否
		可
住 所	[REDACTED]	
連絡先	担当者氏名： 同上 電話： [REDACTED] F A X： 同上 e-mail： [REDACTED]	

項目			ご意見
ページ番号	章	項目	
7	第 1 章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (3) 周波数再編の加速	<p>【原案】</p> <p>また、今後必要となる新たな周波数需要に対応していくためには、現在実施している 700 / 900MHz 帯の終了促進措置の実施状況や米国におけるインセンティブオークションの実施動向等の諸外国の周波数再編方策の実施動向などを注視して、更なる周波数再編の方策を引き続き検討する必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>上記原案中の「更なる周波数再編の方策」候補の 1 つとして、下記論文を公表していますので、意見としてお知らせします。</p> <p>記： 鬼木甫「周波数再編成（利用変更・移転）のエコノミクス II—新システム（EMM）による再編成加速の提案（前編）」（論文）、『InfoCom REVIEW』、第 58 号、情報通信総合研究所、2012 年 11 月。http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/jpn/publication/201210a.html</p> <p>論文要旨： 近年における技術進歩によって電波利用が急増し、電波需給の逼迫から周波数帯の再編成の加速、すなわち「余裕のある電波利用の縮小・終了と、必要度の高い利用目的への転用」が望まれている。しかしながら現に利用中の周波数帯については、再編成実施の可否に加え、実施タイミング、補償金額についても既存利用者が影響力を持ち、再編成が遅れることが多い。本論文はこの問題の解決に資するため、周波数帯の供給価格すなわち再編成時の補償金額については一定の代償を負担しつつ既存利用者自身が事前に決定し、その他の事項については価格メカニズムの機能に沿いながらすべて規制当局が決定することを主眼とする新しい電波の再編成システム（EMM, extended market</p>

			<p>mechanism) を提案し、詳細点について検討を加える。</p> <p>目次： 1. まえがき、2. 周波数帯再編成の基本、3. 再編成のための諸方策とその限界、4. 再編成のための新システム (EMM)、5. 電波利用方式と EMM (本節以下後編)、6. 電波配分の変更とブロック分割、7. 電波利用の「移転」と先物供給価格、8. まとめとその他の問題、9. EMM による再編成プロセス、10. あとがき——電波利用のパラダイム、11. 参照資料</p> <p>なお「後編」は 2013 年 3 月に刊行予定です。また上記論文の概要を、本年 5 月 10 日付「電波の有効利用の促進に向けた検討課題の意見募集の提出 (鬼木甫)」中の「検討課題 3. 周波数再編の強化のための方策」のうち「項目 (3)」として述べています (下記) ので付記します。 http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/jpn/publication/201205a.html</p>
<p>その他 (留意事項や情報提供など)</p>			